

30 森林保業第 247 号

平成 30 年 9 月 25 日

道府県森林組合連合会代表理事会長 様
東京都森林組合代表理事組合長 様
大阪府森林組合代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター 所長 大貫 肇

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害及び平成 30 年北海道胆振東部
地震に伴う森林保険事務の対応について

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害及び平成 30 年北海道胆振東部地震により、山形県は 1 市 3 町 3 村（平成 30 年 9 月 1 日現在）（別紙 1 - 1 参照）、北海道は 179 市町村（平成 30 年 9 月 6 日現在）（別紙 1 - 2 参照）に対して、災害救助法を適用する決定がされました。

このことに伴い、当該市町村内に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び当該市町村内を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約については、下記のとおり対応することとします。

また、今後新たに災害救助法を適用する市町村が追加された場合にも同様の対応といたします。

なお、当該市町村の近隣等に所在する市町村で、大雨及び地震に伴う被害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに個別に相談して下さい。

記

保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、平成 31 年 2 月 28 日までに申出（別紙 2 参照）があった場合は、同日まで継続による契約の締結を猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。